



島根県報

平成18年11月28日 (火)
第 1,833 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

告 示

介護保険法の規定に基づく指定居宅介護支援事業者の指定	(高齢者福祉課)	1
島根県障害者福祉施設整備費補助金交付要綱の一部改正	(障害者福祉課)	2
農業近代化資金の利子補給率の一部改正	(農業経営課)	4
ヨーネ病の発生	(農畜産振興課)	4
保安林の指定の解除	(森林整備課)	4
島根県漁業近代化資金等利子補給金交付要綱の一部改正	(水産課)	4
大規模小売店舗立地法の規定による市町村の意見の概要(2件)	(経営支援課)	6
土砂災害警戒区域の指定	(砂防課)	6

訓 令

島根県職員服務規程の一部改正	(人事課)	8
----------------	-------	---

公 告

平成18年度島根県家畜人工授精師養成講習会(家畜体内受精卵移植に関する講習会)修業試験の合格者	(農畜産振興課)	10
林業種苗法の規定に基づく生産事業者講習会の開催	(森林整備課)	10
土地区画整理組合の理事の退任の届出	(都市計画課)	11
開発行為に関する工事の完了	(")	11

教委規則

市町村立学校の教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則	(教育庁総務課)	11
労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則	(")	12

人委規則

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則		14
県立学校の教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則		14

告 示

島根県告示第1063号

介護保険法(平成9年法律第123号)第46条第1項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条第1号の規定に基づき告示する。

平成18年11月28日

島根県知事 澄 田 信 義

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
株式会社 松江テクノサービス	居宅介護支援事業所 すずかけの樹	松江市八雲台1丁目13番29号 香の木ヒルズ 1-4号室	平成18年11月15日

を

授産設備施設工事費																			
施設整備費合計																			
2 設備整備費																			
初度設備整備費																			
設備整備費合計																			

に改め、同様式別紙(1) - 2 (注) 1 中「、冷暖房工事費」を「及び冷暖房工事費」に改め、「また、設備整備費の一般整備については対象となる入所又は利用(増加)定員を、非常通報装置設備については設置台数を記入すること。」を削り、同様式別紙(1) - 2 (注) 6 中「入所及び利用(増加)定員、単価等により算定した」を削る。

様式第 6 号 (注) を次のように改める。

(注) B 欄には、12 月末日現在の出来高率を記入すること。

様式第 7 号別紙(1) - 2 中

地域交流スペース																			
施設整備費合計																			
2 施設整備費																			
初度設備整備費																			
一般設備				人						人									
授産設備																			
利用者用送迎車																			
非常用通報装置設備整備				台						台									
授産設備近代化整備																			
小規模通所授産施設設備整備																			
設備整備費小計																			
地域交流スペース																			
設備整備費合計																			

を

授産設備施設工事費																			
施設整備費合計																			
2 設備整備費																			
初度設備整備費																			
設備整備費合計																			

に改め、同様式別紙(1) - 2 (注) 1 中「、冷暖房工事費」を「及び冷暖房工事費」に改め、「また、設備整備費の一般整備については対象となる入所又は利用(増加)定員を、非常通報装置設備については設置台数を記入すること。」を削り、同様式別紙(1) - 2 (注) 6 中「入所及び利用(増加)定員、単価等により算定した」を削る。

附 則

- この告示は、平成18年11月28日から施行し、この告示による改正後の島根県障害者福祉施設整備費補助金交付要綱(以下「改正後の要綱」という。)は、平成18年度の事業から適用する。
- この告示の施行の日前に、この告示による改正前の島根県障害者福祉施設整備費補助金交付要綱の規定によりなされた申請その他の行為は、改正後の要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

島根県告示第1065号

農業近代化資金の利子補給率（平成11年島根県告示第913号）の一部を次のように改正し、平成18年11月22日から施行する。

平成18年11月22日前に島根県農業近代化資金の利子補給に関する規則（昭和37年島根県規則第1号）第4条の規定により利子補給の承認を受けている農業近代化資金については、なお従前の例による。

平成18年11月28日

島根県知事 澄 田 信 義

表中「年0.45パーセント」を「年0.4パーセント」に改める。

島根県告示第1066号

ヨーネ病が発生したので、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第4項の規定により次のとおり告示する。

平成18年11月28日

島根県知事 澄 田 信 義

家畜伝染病の種類	家畜の種類	生年月日	発生頭数	発 生 場 所	発 生 年 月 日	その他参考となるべき事項
ヨーネ病 (患畜)	牛	平成12年 4月7日	1頭	飯石郡飯南町	平成18年 11月1日	ホルスタイン 県外導入牛

島根県告示第1067号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成18年11月28日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 解除に係る保安林の所在場所
江津市二宮町神主2239 - 16
- 2 保安林として指定された目的
風害の防備
- 3 解除の理由
指定理由の消滅

島根県告示第1068号

島根県漁業近代化資金等利子補給金交付要綱（平成13年島根県告示第267号）の一部を次のように改正する。

平成18年11月28日

島根県知事 澄 田 信 義

別表第2中

年1.25% (新規着業者に貸し 付けるものにあつて は、年1.25%)	年1.05% (新規着業者に貸し 付けるものにあつて は、年1.05%)	年1.25%	年1.25%	年1.05%
年1.1%	年0.9%	年1.1%	年1.1%	年0.9%
年1.25% (新規着業者に貸し 付けるものにあつて は、年1.25%)	年1.05% (新規着業者に貸し 付けるものにあつて は、年1.05%)	年1.25%	年0.45%	年0.45%
年1.25% (新規着業者に貸し 付けるものにあつて は、年1.25%)	年1.05% (新規着業者に貸し 付けるものにあつて は、年1.05%)	年1.25%	年0.45%	年0.45%
年1.25% (新規着業者に貸し 付けるものにあつて は、年1.25%)	年1.05% (新規着業者に貸し 付けるものにあつて は、年1.05%)	年1.25%	年1.25%	年1.05%
年1.25%	年1.05%	年1.25%	年1.25%	年1.05%
		年1.25%	年0.45%	年0.45%
年1.25%	年1.05%	年1.25%	年0.45%	年0.45%

を

年1.25% (新規着業者に貸し 付けるものにあつて は、年1.25%)	年1.05% (新規着業者に貸し 付けるものにあつて は、年1.05%)	年1.25%	年1.25%	年1.05%
年1.1%	年0.9%	年1.1%	年1.1%	年0.9%
年1.25% (新規着業者に貸し 付けるものにあつて は、年1.25%)	年1.05% (新規着業者に貸し 付けるものにあつて は、年1.05%)	年1.25%	年0.4%	年0.4%
年1.25% (新規着業者に貸し 付けるものにあつて は、年1.25%)	年1.05% (新規着業者に貸し 付けるものにあつて は、年1.05%)	年1.25%	年0.4%	年0.4%
年1.25% (新規着業者に貸し 付けるものにあつて は、年1.25%)	年1.05% (新規着業者に貸し 付けるものにあつて は、年1.05%)	年1.25%	年1.25%	年1.05%
年1.25%	年1.05%	年1.25%	年1.25%	年1.05%
		年1.25%	年0.4%	年0.4%
年1.25%	年1.05%	年1.25%	年0.4%	年0.4%

に改

める。

附 則

- 1 この告示は、平成18年11月28日から施行する。
- 2 この告示による改正後の島根県漁業近代化資金等利子補給金交付要綱の規定は、平成18年11月28日以後に貸し付けられた別表第1の左欄に掲げる資金（以下「島根県漁業近代化資金等」という。）について適用し、同日前に貸し付けられた島根県漁業近代化資金等については、なお従前の例による。

島根県告示第1069号

平成18年島根県告示第943号で告示した次の大規模小売店舗について、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により出雲市から意見を聴取したので、同条第3項の規定によりその概要を告示し、当該意見を縦覧に供する。

平成18年11月28日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ホームプラザナフコ 北出雲店 島根県出雲市江田町47 - 4
- 2 意見の概要
 - (1) 駐車場拡張工事に伴う工事車両の出入の際タイヤ付着土砂、堆積物落下などにより道路の汚損、破損のないよう注意を喚起すること。汚損破損が生じた場合は、事業者側で原形復旧すること。
 - (2) 市道高浜180号線を横断する来客の交通安全対策には十分に配慮した構内通行経路を確立すること。
- 3 縦覧場所
出雲市産業振興部商工振興課（島根県出雲市今市町109 - 1）
- 4 縦覧期間
告示の日から1月間

島根県告示第1070号

平成18年島根県告示第944号で告示した次の大規模小売店舗について、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により出雲市から意見を聴取したので、同条第3項の規定によりその概要を告示し、当該意見を縦覧に供する。

平成18年11月28日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
イズミ出雲店 島根県出雲市大島町24 - 1 外
- 2 意見の概要
テナント増設工事に伴う工事車両の出入の際タイヤ付着土砂、堆積物落下などにより道路の汚損、破損のないよう注意を喚起すること。汚損破損が生じた場合は、事業者側で原形復旧すること。
- 3 縦覧場所
出雲市産業振興部商工振興課（島根県出雲市今市町109 - 1）
- 4 縦覧期間
告示の日から1月間

島根県告示第1071号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を土砂災害警戒区域として指定するので、同条第4項の規定により告示する。

平成18年11月28日

島根県知事 澄 田 信 義

1 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称

益田市

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び土砂災害警戒区域の名称

(1) 急傾斜地の崩壊

赤羽根、上ヶ山A、上ヶ山B、上ヶ山C、上ヶ山D、上ヶ山E、上ヶ山F、上ヶ山G、上ヶ山H、上ヶ山I、上ヶ山J、板持A、板持B、板持C、板持D、板持下、市ヶ迫、市上A、市上B、いちご原、市下、岩崎、宇治A、宇治B、宇治C、宇治D、宇治E、宇治G、宇治H、宇治I、宇治J、宇治K、宇治L、宇治M、後溢、後川A、後川B、後川C、大賀屋、大久保A、大久保B、大久保C、大下、大谷、大田屋、大浜A、大浜C、上ノ谷、上の谷B、上の谷C、上の谷下A、柏原小学校、柏原峠、柏原町本郷A、柏原町本郷B、柏原町本郷C、柏原町本郷D、柏原町本郷E、柏原町本郷F、柏原町本郷G、柏原町本郷H、柏原町本郷I、桂平、桂平下峠A、桂平下峠B、金ヶ峠A、金ヶ峠B、金ヶ峠C、金ヶ峠D、金ヶ峠E、金ヶ峠F、金ヶ峠G、金山上A、金山上B、金山上C、金山上D、金山上E、金山上F、金山上G、金山上H、金山下A、金山下B、金山下C、金山下D、金山下G、釜口、上黒谷、上峠A、上峠B、上峠C、上平原A、上平原B、上平原C、上平原D、上平原E、上平原F、上平原G、上平原H、亀山、川下中ノ部屋、北河内上、北河内下、木部A、木部B、木部向市、旧鳥ヶ峠、汐満A、汐満B、汐満C、汐満D、下黒谷A、下黒谷B、下黒谷C、下黒谷D、下黒谷E、下黒谷F、下黒谷G、下黒谷H、下黒谷I、下駄屋、下の上、蛇ぶち、神手、西南中学校、西南中学校北、種、千振A、千振B、茶畑、土田A、土田B、土田C、土田D、土田郷、津葉山A、津葉山B、津葉山C、寺田、寺廻、鳥ヶ峠、中A、中B、中C、中D、中倉A、中倉B、中倉C、中倉D、中倉E、中倉F、中郷A、中郷B、中郷C、中郷D、中郷E、中山、中吉屋、流田A、流田B、野地A、野地B、野地C、野田、野中A、野中B、芭蕉1、芭蕉2、原、火打岩A、火打岩B、火打岩C、火打岩D、火打岩E、火打岩F、東市、引明、ヒノキ、樋ノ口、平口A、平口B、平口C、平口上、平田屋、平原下の上A、平原下の上B、平原下の上C、平原下の上D、平原下の下A、平原下の下B、平原下の下C、平原下の下D、平原下の中A、平原下の中B、平原下の中C、的場、水合、宮ヶ迫A、宮ヶ迫B、宮ヶ迫C、本郷A、本郷B、本郷C、本郷D、本郷E、本郷F、本郷G、横尾A、横尾B、横尾C、横引、吉屋、和田郷A、和田郷B、弋ヶ田原A、弋ヶ田原B、弋ヶ田原C、弋ヶ田原D、弋ヶ田原E、弋ヶ田原F

(2) 土石流

赤羽根、赤羽根A、赤羽根B、赤羽根木村屋、上ヶ山A、上ヶ山B、上ヶ山C、上ヶ山D、上ヶ山E、上ヶ山F、上ヶ山G、上ヶ山H、上ヶ山I、板持A、板持B、板持C、板持D、板持E、板持F、板持G、板持H、板持I、市上、市下A、市下B、岩崎、後谷、大洗川、大賀屋、大田屋、上ノ谷、柏原、柏原峠、柏原町本郷A、柏原町本郷B、柏原町本郷C、柏原町本郷D、柏原町本郷E、柏原町本郷F、金ヶ峠A、金ヶ峠B、金ヶ峠C、金ヶ峠D、金ヶ峠E、金ヶ峠F、金山A、金山B、金山C、金山D、金山E、金山F、金山上A、金山上B、上峠A、上峠B、上山川、亀山A、亀山B、亀山C、川が溢向い、川下谷川、北河内上、北河内下A、北河内下B、北河内下C、北河内下D、北郷内谷A、木の谷川、木部A、木部B、木部C、旧鳥ヶ峠、汐満川、下黒谷A、下黒谷B、下黒谷C、下黒谷D、下黒谷E、下幸賀、下種C、下種D、下種E、下の谷川、下森川、神手A、神手B、善光、滝ノ谷A、滝ノ谷B、種村G、種村H、種村I、千振A、千振B、千振C、千振D、千振E、手振日貫屋向、茶畑A、茶畑B、土田A、土田B、土田川、寺廻A、寺廻B、寺廻C、寺廻D、鳥ヶ峠A、鳥ヶ峠溢、中A、中B、中倉、中郷A、中郷B、中郷C、中郷D、中郷E、中郷F、中郷G、中郷H、中郷I、長谷A、長谷B、流田、西の谷川、西平原A、西平原B、西平原C、西平原D、西平原E、西平原F、西平原G、西平原H、西平原I、芭蕉、原、火打岩A、火打岩B、火打岩C、引明、本郷A、本郷B、本郷C、本郷D、山ノ下谷川A、山ノ下谷川B、山の谷川、横尾A、横尾B、竜光寺谷川、和田郷中山、弋ヶ田原A、弋ヶ田原B、弋ヶ田原C、弋ヶ田原D、弋ヶ田原E、弋ヶ田原F、弋ヶ

田原G、弋ヶ田原H、

3 指定の区域

別図に示す区域

(「別図」は省略し、島根県益田県土整備事務所及び益田市役所において一般の縦覧に供する。)

訓 令

島根県訓令第27号

本 庁
地方機関

島根県職員服務規程(昭和46年島根県訓令第4号)の一部を次のように改正する。

平成18年11月28日

島根県知事 澄 田 信 義

第28条第2項中「10年」を「5年」に改め、「写真を」の次に「情報政策課を経由して」を加え、同条第3項中「(様式第12号)を」の次に「情報政策課を経由して」を加える。

第29条第1項中「。以下「記章」という。」を削り、「記章の」を「県章の」に改め、「表示された」の次に「名札又は」を加え、同条第2項に後段として次のように加える。

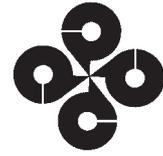
この場合において、同条第3項中「情報政策課を経由して人事課」とあるのは、「人事課」と読み替えるものとする。

様式第7号中「本籍変更」を「国籍変更」に、「本 籍」を「国 籍」に改め、同様式注意の2中「本籍」を「国籍」に改め、同様式注意の3中「及び証明用写真(縦27mm、横22mmで裏面に所属、職員番号及び氏名を記載したもの)」を削る。

様式第11号を次のように改める。

様式第11号 (第28条関係)

島根県職員証



氏 名

職員番号

生年月日

交付年月日



島 根 県 印

様式第12号中

所 確 認 属 欄	所 属 長			人 使 事 用 課 欄		

を

人 事 課 使 用 欄		情 報 政 策 課 使 用 欄		所 属 確 認 欄	

に

改め、同様式注意の 3 を削る。

附 則

(施 行 期 日)

1 この訓令は、平成18年12月 1 日から施行する。

(経 過 措 置)

- 2 この訓令の施行の際、この訓令による改正前の島根県職員服務規程様式第11号による島根県職員証（以下「旧職員証」という。）で、現に職員に交付されているものは、当該職員がこの訓令による改正後の島根県職員服務規程（以下「改正後の規程」という。）様式第11号による島根県職員証の交付を受けるまでの間は、なおその効力を有する。
- 3 旧職員証の再交付の手続については、改正後の規程第28条第 3 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

公 告

平成18年度島根県家畜人工授精師養成講習会（家畜体内受精卵移植に関する講習会）修業試験の合格者は、次のとおりである。

平成18年11月28日

島根県知事 澄 田 信 義

須山 哲成 入江 保雄 渡部 典子 那須 悦夫 和泉 芳邦 安田真沙美 高麗 護
高田 雅晴 白石 圭

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第11条第 1 項の規定に基づく生産事業者講習会を次のとおり開催する。

平成18年11月28日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 受講対象者
林業種苗生産に従事しようとする者
- 2 開催日時及び場所

年 月 日	時 間	場 所	区 域
平成18年12月20日	午前10時～午後 5 時	飯石郡飯南町上来島1207 島根県中山間地域研究センター 研修室 2	県下一円

- 3 講習科目及び時間

講 習 科 目	講 習 時 間
林業種苗に関する法令	2 時間
種苗の産地及び系統に関する事項	2 時間
種苗の生産技術に関する事項	2 時間
計	6 時間

4 受講申請

- (1) 受講者は所定の様式による生産事業者講習会受講申請書を最寄りの農林振興センター、農林振興センター地域事務所又は隠岐支庁農林局に提出すること。
- (2) 生産事業者講習会受講申請書の交付を希望する者は、最寄りの農林振興センター、農林振興センター地域事務所又は隠岐支庁農林局に返信用封筒を同封して申し込むこと。
- (3) 受講についての詳細は、各農林振興センター林業普及グループ、各農林振興センター地域事務所林業普及グループ又は隠岐支庁農林局林業振興・普及グループに問い合わせること。
- (4) 生産事業者講習会受講申請書の締め切りは平成18年12月12日とする。

5 その他

講習会当日にテキスト代金として、2,520円徴収する。

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第1項の規定に基づき、江津市和木北部土地区画整理組合理事長小田文男から次のとおり理事の退任の届出があったので、同条第2項の規定により公告する。

平成18年11月28日

島根県知事 澄 田 信 義

退任した理事の氏名及び住所

今岡 孝廣 江津市和木町506番地11

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成18年11月28日

島根県知事 澄 田 信 義

1 開発区域

雲南市木次町下熊谷537番地4 外18筆

雲南市三刀屋町三刀屋1230番地64 外1筆

面積 17,385平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

雲南市木次町里方614番地1

雲南市土地開発公社

理事長 内田 孝志

教 育 委 員 会 規 則

市町村立学校の教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年11月28日

島根県教育委員会委員長 七五三 勝 巳

島根県教育委員会規則第30号

市町村立学校の教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校の教職員の給与に関する規則（昭和32年島根県教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第26条の2中「3.0」を「2.0」に改める。

別表第1中「県教育委員会」を「教育委員会」に、「又は養護教諭」を「養護教諭又は栄養教諭」に改める。

別表第2中「及び養護教諭」を「養護教諭及び栄養教諭」に改める。

別表第6中「県教育委員会」を「教育委員会」に、「及び養護教諭」を「養護教諭及び栄養教諭」に改める。

附 則

この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第26条の2の改正規定 平成18年12月1日
- (2) 別表第1、別表第2及び別表第6の改正規定 平成19年4月1日

労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年11月28日

島根県教育委員会委員長 七五三 勝 巳

島根県教育委員会規則第31号

労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

労務職員の給与に関する規則（昭和32年島根県教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

第2条を削り、第3条を第2条とし、第4条を第3条とする。

別表を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成18年12月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日においてこの規則による改正前の労務職員の給与に関する規則第2条に規定する給料の調整を受ける職に在職していた労務職員（介助員又は主任介助員に限る。）のうち、引き続き同一又は同種の職に在職している労務職員については、施行日から平成20年11月30日までの引き続き期間に限り、当該労務職員を給料の調整を行う職とし、その調整額は、職務の級及び号給に応じて附則別表に掲げる調整基本額に、調整数1.0を乗じて得た額とする。
- 3 前項の規定により給料の調整を行う職を占める労務職員のうち、その者に係る調整基本額が平成18年3月31日にその者に適用されていた調整基本額に達しないこととなる労務職員には、前項の規定による給料の調整額のほか、その差額に相当する額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額に調整数1.0を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を給料の調整額として支給する。
 - (1) 平成18年12月1日から平成19年3月31日まで 100分の100
 - (2) 平成19年4月1日から平成20年3月31日まで 100分の75
 - (3) 平成20年4月1日から平成20年11月30日まで 100分の50

附則別表

給料の調整額の調整基本額表（技能労務職給料表）

職務の級	号給	調整基本額
	1号給	5,917円

1 級	2号給	5,962円
	3号給	6,007円
	4号給	6,052円
	5号給	6,102円
	6号給	6,156円
	7号給	6,210円
	8号給	6,264円
	9号給	6,313円
	10号給	6,367円
	11号給	6,421円
	12号給	6,475円
	13号給	6,529円
	14号給	6,597円
	15号給	6,664円
	16号給	6,732円
	17号給	6,795円
	18号給から124号給まで	6,800円
	2 級	1号給
2号給		7,146円
3号給		7,227円
4号給		7,308円
5号給		7,389円
6号給		7,465円
7号給		7,542円
8号給		7,618円
9号給		7,690円
10号給		7,753円
11号給		7,816円
12号給		7,879円
13号給		7,947円
14号給		8,010円
15号給		8,073円
16号給		8,136円
17号給		8,194円
18号給		8,248円
19号給		8,302円
20号給		8,356円
21号給		8,406円
22号給		8,469円
23号給		8,532円
24号給		8,590円
25号給		8,649円

26号給	8,712円
27号給	8,775円
28号給	8,833円
29号給	8,892円
30号給	8,946円
31号給	9,000円
32号給	9,054円
33号給	9,108円
34号給	9,171円
35号給	9,234円
36号給	9,297円
37号給	9,360円
38号給	9,427円
39号給	9,495円
40号給	9,558円
41号給から169号給まで	9,600円

人 事 委 員 会 規 則

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年11月28日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第27号

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給に関する規則（昭和27年島根県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

盲学校 ろう学校 養護学校	事務職員及び技術職員	1.5	を
警察本部 航空隊	(1) 航空機の操縦業務に関することを本務とする職員	3.0	

「

警察本部 航空隊	(1) 航空機の操縦業務に関することを本務とする職員	3.0	に改める。
-------------	----------------------------	-----	-------

」

附 則

この規則は、平成18年12月1日から施行する。

県立学校の教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年11月28日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第28号

県立学校の教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

県立学校の教育職員の給与に関する規則（昭和32年島根県人事委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 中「養護教諭」の次に「、栄養教諭」を加える。

別表第 4 及び別表第 9 中「及び栄養教諭」を「、養護教諭及び栄養教諭」に改める。

別表第11中

1.0
3.0

を

1.0
2.0

に改める。

附 則

この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 別表第11の改正規定 平成18年12月 1 日
- (2) 別表第 2、別表第 4 及び別表第 9 の改正規定 平成19年 4 月 1 日

